

令和6年10月17日

株式会社COUNTERWORKS

キャンセル料消費税区分変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびSHOPCOUNTERでは会計処理方針の変更により、8月ご利用分よりキャンセル料の消費税区分を変更することとなりましたのでご案内申し上げます。この変更に伴い、従来課税対象であったキャンセル料が不課税対象となっております。

キャンセル料消費税区分変更に伴いまして、利用者様へのご返金額算出方法が変更となりました。

本変更の詳細ならびに変更に伴う8月以降利用分の算出方法の過誤による返金額の誤りについて、以下の通りご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

敬具

目次

1. 今回の変更内容の詳細について
2. キャンセル料の消費税区分が変更となった経緯
3. 8月以降利用分の算出方法の過誤について

1.今回の変更内容の詳細について

今回の変更内容は以下の通りとなります。

項目	区分変更前	区分変更後
対象期間	7月利用分まで	8月以降利用分
キャンセル料	課税対象	不課税対象
キャンセル事務手数料	課税対象	課税対象

※キャンセル事務手数料は課税対象です。変更はございません。

また、消費税区分の変更に伴い、利用者様への返金額算出方法について、以下の通り変更となります。

▼返金額計算例

以下の例にて計算例を記載しております。

- ・スペース利用料金が100,000円（税抜）
- ・キャンセル料が50%
- ・キャンセル事務手数料が5%

項目	区分変更前	区分変更後
スペース利用料金	110,000円（税込）	110,000円（税込）
キャンセル料	55,000円（税込）※課税	50,000円 ※不課税
キャンセル事務手数料	5,500円（税込）※課税	5,500円（税込）※課税
利用者様への返金額	49,500円	54,500円

※キャンセル事務手数料は課税対象です。変更はございません。

本変更に伴い、利用者様への返金額が従来と変更になります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2.キャンセル料の消費税区分が変更となった経緯

当初、キャンセル料は売上の補填としての位置付けであり、課税処理を行なっておりましたが、弊社内での会計処理方針の整理において、監査法人等より「キャンセル料は逸失利益

の補填としての性格が強く、不課税対象として扱うことが妥当である」旨の回答がございました。

こうした回答を受け、弊社内で検討を重ねた結果、SHOPCOUNTERのリニューアルに伴い、キャンセル料は不課税対象として統一させていただきました。

3.8月以降利用分の算出方法の過誤について

消費税区分の変更について、7月ご利用分までは課税対象、8月ご利用分より不課税対象としておりましたが、2024/10/16時点までにご返金手続きを行なった利用者様への返金額については、変更前の算出方法にて算出されていたため、返金額に誤りがございます。誠に申し訳ございません。詳細は以下の通りとなります。

▼返金額計算例

以下の例にて計算例を記載しております。

- ・スペース利用料金が100,000円（税抜）
- ・キャンセル料が50%
- ・キャンセル事務手数料が5%

項目	区分変更前	区分変更後
スペース 利用料金	110,000円（税込）	110,000円（税込）
キャンセル料	55,000円（税込）※課税	50,000円 ※不課税
キャンセル 事務手数料	5,500円（税込）※課税	5,500円（税込） ※課税
利用者様への 返金額	49,500円	54,500円

8月以降のご利用分についてすでにご返金手続きが完了している利用者様につきましては、詳細の返金額について個別にご連絡を差し上げます。この度はご迷惑をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。

なお、10/17ご返金手続き分より正しい算出方法に基づいての返金となりますので、お含みおきください。

今後このようなことがないよう、業務の見直しと改善に努めます。引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせがございましたら、SHOPCOUNTERサポート窓口
<support@shopcounter.jp>までご連絡ください。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上